

大船渡地区環境衛生組合議会會議録

令和 7 年 8 月 26 日招集

第 1 回 臨時会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第5号

令和7年大船渡地区環境衛生組合議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和7年8月19日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 淳 上 清

記

1 期 日 令和7年8月26日（火）午後1時

2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和7年大船渡地区環境衛生組合議会

第1回臨時會議事日程表

議事日程第1号

令和7年8月26日（火）午後1時開議

日程第1	会期の決定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3 議案第1号	大船渡地区環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて
日程第4 議案第2号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて
日程第5 議案第3号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて
日程第6 議案第4号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて
日程第7 議案第5号	令和7年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めるについて
日程第8 発議案第2号	大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

出席議員（10名）

議長	西風 雅史 君	副議長	佐々木信一 君
1番	岡澤 駿 君	2番	渡辺 徹 君
4番	森 亨 君	5番	金野 千津 君
6番	船砥 英久 君	7番	山本 和義 君
8番	森 操 君	10番	今野 善信 君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	渕上 清 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	藤枝 修 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	橋本 邦彦 君
事務局長		舞良 重徳 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	新沼 優 君
住田町住民税務課長補佐	鈴木 絹子 君

事務局出席者

書記	熊谷小百合 君
書記	新沼 宏平 君

○議長（西風雅史君） ただ今から、令和 7 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回臨時会を開会いたします。本日の出席議員は、10 名全員であります。当局より発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（渕上清君） 第 1 回臨時会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、2 月に発生いたしました大規模林野火災により、犠牲になられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、火災の影響を受けられた方々に対しまして、衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、大船渡地区環境衛生組合議会の皆さまを始め、地域住民の皆さまなど、多くの方々から多大なご協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げるしだいでございます。

さて、ここで、当組合の執行機関に異動がありましたので、ご紹介させていただきます。

当組合副管理者の神田謙一町長さんであります。先の住田町長選挙におきまして再選を果たされ、3 期目の就任をなされたところであり、この場をお借りいたしまして心からお慶びを申し上げます。

次に、同じく副管理者の、大船渡市副市長の藤枝修であります。

なお、当組合幹事等の異動につきましては、事務局長の方から紹介をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。私からは、以上であります。

○事務局長（舞良重徳君） それでは私から今年度新任となりました幹事と事務局員をご紹介させていただきます。幹事の大船渡市市民生活部市民環境課長の新沼優でございます。事務局員の大船渡地区環境衛生組合係長の熊谷小百合でございます。 私からは、以上であります。

○議長（西風雅史君） ここで、議事日程に入る前に、諸報告を行います。

大船渡地区環境衛生組合・監査委員から、「令和 6 年度令和 7 年 1 月から 5 月分」並びに「令和 7 年度 令和 7 年 4 月から 6 月分」の一般会計並びに歳計外現金の「例月出納検査結果」について報告がありました。写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。以上で、諸報告を終わります。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事は、お手元に配布の「議事日程第 1 号」により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。よって、日程に従い進めてまいります。

日程第 1、「会期の決定」を行います。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、規定により、議長から、2 番 渡辺徹君、4 番 森亨君の両名を指名いたします。

次に、日程第3、議案第1号「大船渡地区環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて」から、日程第6、議案第4号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて」まで、一括議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、「議案第1号」から「議案第4号」まで、順にご説明いたします。議案書の「議案第1号」をお開き願います。

議案第1号、大船渡地区環境衛生組合 個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてでございます。大船渡地区環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。条例案につきましては、別冊にてお配りしております管理者提出条例議案1ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の1ページをお開き願います。1本則でございます。第5条 開示決定等の期限の特例に係る期間に、開示請求があった日を含めたものでございます。2附則でございます。この条例の施行期日を公布の日としたものでございます。

議案書に戻りまして「議案第2号」をお開き願います。議案第2号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてでございます。職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。条例案につきましては、別冊の管理者提出条例議案2ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の2ページをお開き願います。1本則でございます。第9条 育児を行う職員の時間外勤務の制限について、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が請求できること等を定めたものでございます。第16条 文言を整理したものでございます。第18条の2 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対し、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出に係る意向確認を行うこと等を定めたものでございます。第18条の3 介護両立支援制度等の円滑な利用を図るための勤務環境の整備に関する措置を定めたものでございます。2附則でございます。第1項 この条例の施行期日を令和7年4月1日とし、ただし、附則第2項の規定は、公布の日としたものでございます。第2項 令和7年4月1日以後の日を開始日とする時間外勤務制限の請求のうち、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためのものについては、同日前においても請求を行うことができることを定めたものでございます。

議案書に戻りまして「議案第3号」をお開き願います。議案第3号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてでございます。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。条例案につきましては、別冊の管理者提

出条例議案5ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の3ページをお開き願います。1本則でございます。第18条 文言を整理したものでございます。2附則でございます。この条例の施行期日を令和7年4月1日としたものでございます。

議案書に戻りまして「議案第4号」をお開き願います。議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについてでございます。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。条例案につきましては、別冊の管理者提出条例議案6ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の4ページをお開き願います。1本則でございます。第1条による改正（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）。第2条 給与の種類に、寒冷地手当を加えたものでございます。第10条 扶養手当の対象となる扶養親族から配偶者を削るほか、子の扶養手当の額を増額改定すること等を定めたものでございます。第11条 扶養手当の届出、支出の開始又は終了の時期等に係る規定を削除了るものでございます。第12条 単身赴任手当を支給され、かつ、配偶者が居住するための住宅を借り受けている職員に支給される住居手当について、配偶者に事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含めたものでございます。第21条の2 週休日等以外の日における管理職員特別勤務手当の対象となる勤務時間を、午後10時から翌日の午前5時までの間とすること等を定めたものでございます。第24条 寒冷地手当の支給について定めたものでございます。第24条の2 定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当を支給すること等を定めたものでございます。第26条 結核性疾患又は私傷病による休職者に支給できる給与の種類に、寒冷地手当を加えたものでございます。第27条 単純労務者の給与の種類に、寒冷地手当を加えたものでございます。別表第1 紙料表の号給構成等を改めたものでございます。第2条による改正（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）。附則第8項 暫定再任用職員に対し、住居手当を支給すること等を定めたものでございます。5ページをお開き願います。第3条による改正（大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）。第7条 特定任期付職員業績手当を廃止すること等を定めたものでございます。第8条 条項を整理するとともに、特定任期付職員に対し、勤勉手当を支給すること等を定めたものでございます。2附則でございます。第1項 この条例の施行期日を令和7年4月1日としたものでございます。第2項 この条例の施行に伴う号給の切り替えについて定めたものでございます。第3項 この条例の施行日前に職務の級を異にして異動した職員の号給の調整について定めたものでございます。第4項 令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置を定めたものでございます。第5項 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしたものでございます。議案第1号から議案第4号までの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（西風雅史君） 以上で提出者の説明を終わります。これより議案審議を行います。

日程第3、議案第1号「大船渡地区環境衛生組合 個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて」質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第1号」について、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。起立全員であります。よって、「議案第1号」は、原案のとおり可決いたしました。次に、日程第4、議案第2号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて」、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第2号」について、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。起立全員であります。よって、「議案第2号」は、原案のとおり可決いたしました。次に、日程第5、議案第3号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 専決処分の承認を求めるについて」質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第3号」について、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。起立全員であります。よって、「議案第3号」は、原案のとおり可決いたしました。次に、日程第6、議案第4号「一般職の職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるについて」質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第4号」について、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。起立全員であります。よって、「議案第4号」は、原案のとおり可決いたしました。次に、日程第7、議案第5号「令和7年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めるについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（舞良重徳君） それでは、「議案第5号」についてご説明いたします。議案書の「議案第5号」をお開き願います。議案第5号 令和7年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めるについてでございます。令和7年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、別冊の「令和7年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計補正予算（第1号）」によりご説明いたします。1ページをお開き願います。令和7年度 大船渡地区環境衛生組合 一般会計補正予算（第1号）でございます。令和7年度 大船渡地区環境衛生組合の 一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。歳入・歳出予算の補正、第1条、既定の歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ 114万5千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ 2億3,972万円とする。第2項、歳入・歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごと

の金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は、「第1表 岁入・歳出予算補正」による。2ページをお開き願います。第1表 岁入・歳出予算補正、歳入でございます。款・項・補正額 の順に申し上げます。1款 分担金及び負担金 1項分担金 114万5千円の増。次に歳出でございます。款・項・補正額 の順に申し上げます。2款総務費 1項総務管理費 52万3千円の増。3款衛生費 1項清掃費 62万2千の増。このことから、歳入・歳出の合計額を、歳入・歳出とも 2億3,972万円としたものでございます。今回の補正につきましては、給与条例改正に伴う補正であり、歳入においては分担金、歳出においては人件費を補正したものでございます。内訳につきましては、4ページから6ページにお示しした歳入・歳出補正予算事項別明細書のとおりとなってございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（西風雅史君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、「議案第5号」について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「議案第5号」について、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。起立全員であります。よって、「議案第5号」は、原案のとおり可決いたしました。次に、日程第8、発議案第2号「大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。9番 佐々木信一君。

○9番（佐々木信一君） それでは、説明を申し上げます。発議案第2号「大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。標記について、地方自治法第112条及び大船渡地区環境衛生組合議会会議規則第7条の規定により、別紙のとおり提出いたします。令和7年8月26日提出。提出者は 佐々木信一、賛成者は 船砥英久議員、金野千津議員であります。提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をしようとするものです。全文の説明は省略し、説明要旨により説明をいたします。大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の説明要旨でございます。第2条、第12条、第17条、第18条、第26条、第27条、第31条、第32条、第38条、第39条、第47条及び第48条は、文言（もんごん）を整理するものであります。附則であります。この条例の施行期日を、公布の日に定めるものであります。以上でございます。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西風雅史君） 以上で、提出者の説明を終わります。次に、「発議案第2号」について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西風雅史君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。「発議案第2号」について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。起立全員であります。よって、「発議案第2号」は原案のとおり可決いたしました。

以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これをもちまして、「令和7年大船渡地区環境衛生組合議会第1回臨時会」を閉会いたします。

本日は大変、ご苦労さまでした。

午後1時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員